

清瀬市農業委員会からのお知らせ No.27

編集・発行 清瀬市農業委員会 事務局：清瀬市中里 5-842 042-497-2052

生産緑地バンクを活用して農地を守ろう



清瀬市では、生産緑地の安全な貸借の促進と、貴重な農地を次世代に残すために、貸し手と借り手を橋渡しする「生産緑地バンク」を令和6年4月に設置しました。

都市農業基本法が平成27年に制定され、都市農地は市街化されるものから残すものに位置付けが変わりました。それをうけて、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（以下、都市農地貸借法）が平成30年9月から施行され、安心して貸借できるようになりました（4ページに解説があります）。

この制度を活用して貸借する相手を見つけやすくしたのが生産緑地バンクです。農地所有者は貸したい相手等を、借受希望者は借りたい農地の広さや場所等の希望の条件を登録でき、双方の条件が合う相手を紹介いたします（契約内容等は当事者間でご相談ください。仲介料等の費用は不要です）。

先祖から受け継いだ農地を次世代に引き継いでいきましょう。



※農業者と貸借するだけでなく、特定農地貸付法等を利用して市民農園として一般の方に貸し出すこともできます（5ページ参照）

清瀬市農業まつりを開催しました

令和6年11月16日(土)及び11月17日(日)に清瀬市コミュニティプラザひまわりにて清瀬市農業まつりを開催いたしました。農業まつり実行委員の方々にご協力賜り、無事に開催することができました。当日は晴天に恵まれ、たくさんのお客様に花・植木の無料配布や宝船、野菜の即売を楽しんでいただき、市民と農業者の貴重なふれあいの場となりました。ご協力頂きました皆様、誠にありがとうございました。



清瀬市農畜産物品評会特別賞

清瀬市農業後継者顕彰及び新規就業者奨励賞受賞者

令和6年12月18日(水)に清瀬市役所にて清瀬市農畜産物品評会特別賞20名のうち8名の受賞者及び清瀬市農業後継者顕彰、新規就業者奨励賞の方々の授与式を行いました。受賞されました皆さま、誠にありがとうございます。

清瀬市農畜産物品評会特別賞

(敬称略)

受賞者氏名	品目	受賞者氏名	品目
山下 佳子 (中里)	キャベツ	清水 寛子 (下清戸)	チンゲン菜
小寺 宏侑 (下清戸)	ほうれん草	松村 竹仁美 (中里)	きゅうり
関 芳子 (下清戸)	みずな	関 直之 (中清戸)	柿
小寺 宏侑 (下清戸)	かぶ	荒井 いみ (下清戸)	ミカン
石井 文子 (下清戸)	かぶ	齊藤 正樹 (上清戸)	落花生
石井 龍之介 (下清戸)	だいこん	松村 新太郎 (中里)	オリーブ
岩田 一順 (中清戸)	かんしょ	町田 清実 (中里)	イチゴノキ
荒井 いみ (下清戸)	さといも	松村 俊夫 (中里)	アメリカ花水木白花
野村 浩敬 (下清戸)	ブロッコリー	松村 俊夫 (中里)	常緑ヤマボウシ
村野 勝夫 (上清戸)	カリフラワー	小俣 初男 (中里)	ドウダンツツジ
技術優秀特別表彰 品評会において3年連続同一品目で優秀賞を受賞した方が対象		松村新太郎 (中里)	オリーブ

清瀬市農業後継者顕彰

清瀬市農業後継者顕彰は都市近郊農業の振興発展のために3年以上就農された農業後継者を市が顕彰する制度です。

受賞者：清水 洋士 様 (下清戸)

柳澤 剛 様 (中清戸)

新規就業者奨励賞

新規就業者奨励賞は新規就業者の意欲を図るため、新規就業者に対して公益財団法人東京都農林水産振興財団が奨励賞を交付する制度です。

受賞者：森下 明日香 様 (野塩)

東京都農業委員会・農業者大会が開催されました

令和7年2月20日(木)、FOSTER ホール(昭島市民会館)において第66回農業委員会・農業者大会が開催されました。「東京農業の確立に関する要望」「都市農業の振興と都市農地保全に関する要望」「農業委員会活動の積極的推進に関する決議」の3項目について協議が行われ、可決されました。

その後、農業後継者の顕彰、企業的農業経営の顕彰、農業委員会等功労者の表彰が行われ、清瀬市からは以下の皆さまが受賞されました。おめでとうございます。これからも清瀬市農業の発展のためご活躍を期待いたします。

第66回東京都農業委員会・農業者大会等 受賞者一覧



第44回
農業後継者顕彰
小寺 宏侑 様



第64回
企業的農業経営顕彰
中村 英明 様



令和6年度
農業功労者感謝状
松村 新一 様



北多摩地区
農業委員会連合会
優秀農業経営者表彰
小島 一男 様



内田農業振興会
緑綬功労章
松村 俊夫 様

令和6年度 農業委員会の主な活動

毎月の農業委員会総会の開催や農地転用の現地調査等農業委員会の所轄事務の処理を行いました。

《日常の業務以外で行った主な活動など》

- 令和6年6月 農地利用状況調査(清瀬市内全域)
- 令和6年7月 第1回清瀬市農業まつり実行委員会
- 令和6年9月 農地利用状況調査(清瀬市内全域)
- 令和6年10月 第2回清瀬市農業まつり実行委員会
- 令和6年11月 清瀬市農業まつり・農畜産物品評会
清瀬第五中学校職場体験
- 令和6年12月 清瀬市農畜産物品評会表彰式等
- 令和7年1月 第3回農業まつり実行委員会
- 令和7年2月 清瀬市農業委員会勉強会
「相続を見据えて～都市農地の課題と継承～」
- 令和7年3月 清瀬市農業委員会勉強会
「スマート農業推進をめぐる情勢と東京都の取組み」

※その他東京都農業会議主催による各種研修等に参加



農地利用状況調査(上)と、農業委員会勉強会(下)の様子

都市農地貸借で法人として農業参入

合同会社 BerryFarmTokyo にお話を聞きました

令和6年2月に都市農地貸借法を利用して野塩地域に2,400㎡の生産緑地を貸借して、農業に参入した合同会社 Berry Farm Tokyo の代表社員 熊谷大さんにお話を聞きました。

「農福連携による農業経営を目指しています。貸借から1年が経ちますが、現在はブルーベリー(根域制限栽培)と、露地野菜を生産しています。収穫した農産物は、社会福祉法人の加工品の原材料として卸しています。今後は、準備を進めている温室でのメロンの養液栽培を含めて3本柱での経営を確立し、障害者の就労の場づくりを目指している」とのことです。

同社では、規模拡大のため借りることのできる農地探しています。貸借を希望される方は農業委員会事務局にご相談ください。



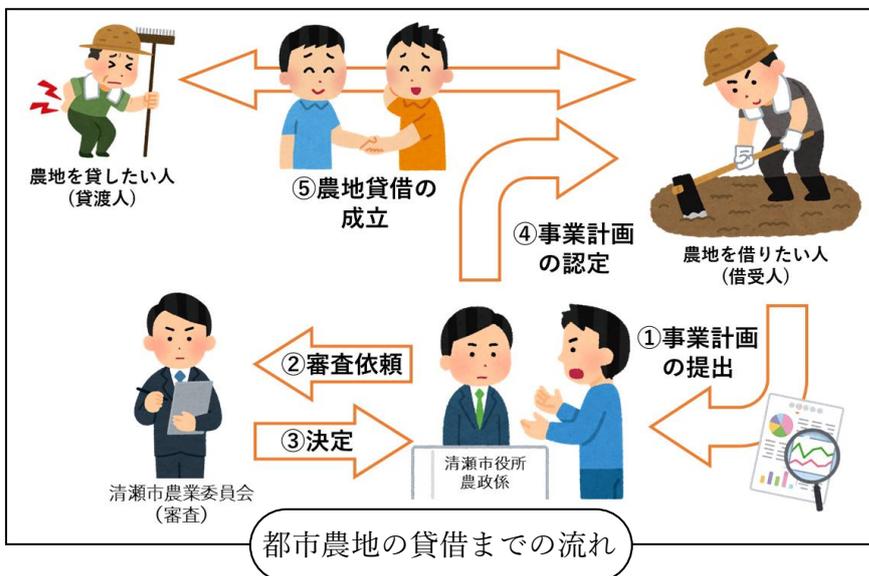
BerryFarmTokyo の圃場

都市農地の貸借について

■制度の概要

都市農地貸借法は生産緑地（相続税納税猶予制度適用農地含む）を貸借するための法律です。

- ① 貸借期間が満了すると生産緑地は所有者へ返還されます(※)。
※無償(使用貸借)の場合には相続時に返還する契約が可能ですが、有償(賃貸借)の場合は相続の際に返還することを条件とした契約はできません。
- ② 相続税納税猶予制度適用農地でも貸借が可能です。
- ③ 貸借するための下限面積の要件はありません。



■農地の貸借に活用できる補助金

農地長期貸借促進奨励事業（東京都）

都市農地貸借法による賃貸借（有償、10年以上）した場合に、貸主に奨励金が交付されます。

都市農地貸借促進事業（清瀬市）

都市農地貸借法による貸借（賃貸借、使用貸借とも）をした際に、農地の整備（伐根や土留め設置等）、土壌改良剤等の費用の一部(1/3、認定農業者 1/2、上限10万円)を補助します。

市民農園開設支援事業を活用 新たな市民農園がオープン



野塩二丁目にオープンした
「わいわい農園野塩」

野塩地区に令和7年3月から新たな市民農園（貸し農園）がオープンしました。市では農業者が市民農園を開設するための費用の一部（補助率3/4）を補助する市民農園開設支援事業を実施しており、この補助事業を活用して設置されたものです。特定農地貸付法に基づいた農地所有者による市民農園開設は市内初となります。

開設場所が生産緑地で相続税納税猶予制度の適用を受けていても、特定農地貸付制度や補助金の利用が可能です。事業の詳細はQRコードからご覧ください。



市民農園
開設支援事業

地場産農産物加工販売支援事業補助金を活用

新たな農産物加工品が誕生

新たに農産加工品を開発、製造するための費用の一部（補助率1/2、認定農業者は2/3）を補助する地場産農産物加工販売支援事業を利用して、新たな加工品が誕生しました（※令和7年3月1日時点で申請があったものを掲載しています）。



地場産農産物
加工販売支援事業

製造委託費のほかラベルやパッケージ、PR費用等も補助対象になります。事業の詳細はQRコードからご覧ください。



野村ファームの
冷凍バジルソース



ペッパーシミズの
ゲキカラハイ

農業委員会への申請・届出について

- 農地を農地以外のものとして利用する場合、農地法に基づく届出が必要です。
- 「相続税納税猶予に関する適格者証明」や「引き続き農業経営を行っている証明書」、「生産緑地に係る主たる従事者についての証明」が必要な場合には証明書発行まで日数が必要となります。余裕をもってご申請ください。

■ 農地の適切な管理について

作物の栽培や害虫防除、除草等の農地の適切な管理と、土が流出・飛散しないよう土留め等の対策をお願いします。管理が困難な場合は、農業委員会にご相談ください。土ぼこり対策に緑肥の種子の配布も行っております。

■ 野焼きは原則禁止

野焼きは法令及び条例により原則禁止されています。農作業の残渣の焼却や病虫害防除など、営農する上で必要な焼却は例外として認められていますが、周辺からの苦情等があった際には指導対象となります。実施する場合は、風向き、時間帯を考慮し、落ち葉等を乾燥させるなど最低限の量と時間で行い、火災とまぎらわしい炎や煙が出る可能性がある場合には事前に消防署へ届け出るなど、十分注意してください。

■ 農薬の使用には周囲へ配慮をお願いします

農薬使用に際してはラベルに記載の使用方法、使用上の注意事項を順守し、飛散低減のノズルの使用、周囲に影響が少ない天候や時間帯に行うなど、近接の農地や住民に配慮して使用していただき、事前周知等にも努めていただきますようお願いいたします。

参加者募集や加入のご案内などのお知らせ

農業簿記講座の参加者募集

農業委員会では東京都農業会議から講師を招き、市役所等にて市内の農業者を対象に毎月1回の農業簿記講座を開催しています。講習内容は初歩的な記帳方法などで受講料は無料です。受付は随時行っていますので、ご興味のある方は農業委員会事務局までお問い合わせください。

【お問合せ】農業委員会事務局（産業振興課）

TEL:042-497-2052

全国農業新聞を購読しませんか

全国農業新聞は農業委員会系統組織の情報機関紙として、全国農業会議所が発行する週刊紙です。農政の動向や栽培技術、流通に関する情報、農業者の取組などの農業者に役立つ情報がわかりやすくまとめられていますので是非一度購読してみませんか。毎週金曜日に発行されており、一カ月の購読料は900円です。お申し込みについては、農業委員会事務局までお問い合わせください。

【お問合せ】農業委員会事務局（産業振興課）

TEL:042-497-2052

収入保険制度のご案内

収入保険制度とは、農業経営の収入全体を補てん対象とした保険制度です。農業経営を行う上で自然災害や価格低下などによる収入の減少があった際に収入の一部を補てんします。

- 加入できる方は、青色申告を行っていること
- 対象品目は、自らが生産して販売する農作物、家畜、農産物(一部対象外もあり)

詳細は、NOSA I 東京（東京都農業共済組合）にお問い合わせください。

【お問合せ】NOSA I 東京

TEL:042-381-7111

農業者年金基金のご案内

農業者年金は、少子高齢化時代に強い積立方式・確定拠出型年金です。

- 加入できる方は、年間60日以上農業従事する65歳未満（ただし60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者）の方です。
- 保険料の金額は、月額2万円～6万7千円の間で、千円単位で保険料の額を選択できます。
- 終身年金で80歳までの保証付きです。
- 支払う保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。

【申込先】農業委員会事務局（産業振興課）

又はJA東京みらい清瀬支店

【お問合せ】農業者年金基金専門相談員

TEL：03-3502-3199

GAPを経営に取り入れませんか

GAPとは「農業生産工程管理」のことで、日々の農作業の中に潜んでいるリスクを明らかにし、より良い農業を目指す改善活動です。農業経営のリスクの軽減や農場の管理の効率化、販売先からの信頼向上等のメリットがあります。まずはGAPの考え方を経営に取り入れてみてはいかがでしょうか。

【お問合せ】東京都北多摩農業改良普及センター

TEL:042-465-9882

認定農業者の認定を受けませんか

認定農業者になると、経営改善に向けて、市や都の補助事業を有利に活用できるなどの利点があります。認定農業者になるには、将来の経営方針や農業所得目標を定めた農業経営改善計画を作成し、審査会を経て市の認定を受ける必要があります。

【お問合せ】農業委員会事務局（産業振興課）

TEL:042-497-2052